

外国株式投資の手数料について

外国取引（現地委託取引）

米国株式

外国取引（現地委託取引）にかかる費用＝現地費用（現地委託手数料+諸費用）＋国内取次手数料（税込）

◎現地費用

	現地委託手数料	諸費用
米国	0.25% (1セント未満は切り捨て)	0.00278% ・売却時のみ、米国現地証券取引所手数料として SEC 手数料がかかります 最低手数料は1セント、1セント未満は切り上げ
		0.40% ・金融取引税 買付時のみ フランス国籍 ADR 前年12月1日の時価総額10億ユーロ以上の銘柄
		0.20% ・金融取引税 買付時のみ スペイン国籍 ADR 時価総額10億ユーロ以上の銘柄
		0.10% ・金融取引税 買付時のみ イタリア国籍 ADR 前年11月の時価総額5億ユーロ以上の銘柄

中国株式

外国取引（現地委託取引）にかかる費用＝現地費用（現地委託手数料+諸費用）＋国内取次手数料（税込）

◎現地費用

	現地委託手数料	諸費用			
		賦課金1	賦課金2	FRC取引税	印紙税
香港証券取引所	約定代金の0.1%	同 0.00565%	同 0.0027%	同 0.00015%	同0.10% (1HKドル未満は切り上げ)

	現地委託手数料	諸費用			
		取引所手数料	決済料	印紙税	名義書換料
上海証券取引所 (B株市場)	約定代金の0.28% (最低手数料12USドル)	同0.00541%	同0.002% (最大50USドル)	売却時 同0.05%	—
深セン証券取引所 (B株市場)	約定代金の0.28% (最低手数料70HKドル)	同0.00541%	同0.002% (最大500HKドル)	売却時 同0.05%	—

※外国ETFの中には、印紙税がかからない銘柄もあります

欧州およびその他の市場

欧州およびその他の市場については、市場ごとに異なりますので営業部店にご確認ください。

なお、現地費用（現地委託手数料+諸費用）については、予告なく変更される可能性があります。お取引前に、営業部店にご確認ください。

◎国内取次ぎ手数料

現地約定金額（約定単価×株数）に現地費用を加減したもの（＝海外精算代金）の円貨金額に対し下記の料率で国内取次ぎ手数料がかかります。

（外貨決済の場合、海外精算代金を便宜上円換算して、国内手数料が計算されます）

【当社国内取次ぎ手数料の算出方法（％は海外精算代金に対するもの）】

海外精算代金（円換算）	国内取次ぎ手数料（税込）
100万円以下	海外精算代金の1.4300%
100万円超300万円以下	海外精算代金の1.0450% + 3,850円
300万円超500万円以下	海外精算代金の0.8800% + 8,800円
500万円超1,000万円以下	海外精算代金の0.7700% + 14,300円
1,000万円超3,000万円以下	海外精算代金の0.6050% + 30,800円
3,000万円超5,000万円以下	海外精算代金の0.2750% + 129,800円
5,000万円超	海外精算代金の0.1100% + 212,300円

外国株式投資の手数料について

国内店頭取引

米国 および 欧州 株式

売り・買い・仕切価格	お客さまに提示する売り・買い仕切価格は、前日および当日の前場の取引所終値などを基準に合理的かつ適正な方法で算出した社内基準価格を仲値として、仲値と売り・買い仕切価格との差がそれぞれ原則として売り 1.50%(手数料相当額)、買い 2.50%(手数料相当額)となるように設定したものです。 
手数料相当額	売買価格に手数料相当額が含まれている為、別途手数料を頂戴することはありません。
備考	※売り・買い仕切価格は取引所の大引け後／前引け後に急激な変化が生じた際など、予告なく変更する場合があります。また、国内店頭取引自体を中止する場合があります。 ※各銘柄の売り／買い注文総額について制限株数／金額を設けており、制限株数／金額に達したことによりご注文をお受けできない場合があります。

(2025年3月28日現在)

～ 手数料等及びリスク等について ～

- 外国株券等（※1）の取引には、国内の取引所金融商品市場における外国株券の売買等のほか、外国金融商品市場等における委託取引と国内店頭取引の2通りの方法があり、当該取引には所定の手数料等（委託取引の場合は約定代金に対して上限1.430%（消費税込み）の委託手数料及びその他現地手数料等（当該諸費用は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。）、国内店頭取引の場合は所定の手数料相当額、等）をご負担いただく場合があります。
- 外国株券等の取引にあたっては、株式相場、為替相場等の変動や、投資信託、投資証券の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品等（裏付け資産※2）の価格や評価額の変動に伴い、投資対象である外国株券等の価格等が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 外国株券等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、金融商品の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、新株予約権等が付された金融商品については、これらの「権利を行使できる期間の制限」等があります。
※1 外国株券等には、外国市場上場の外国株券、新株予約権証券、上場投資信託、上場投資証券等を含みます。
※2 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

ワイエム証券 | YMfg

商号等：ワイエム証券株式会社
金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第8号
加入協会：日本証券業協会